

白浜町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた町民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、白浜町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、委員20人以内をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長が指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 公益社団法人和歌山県バス協会及び一般社団法人和歌山県タクシー協会の代表者又はその指名する者
- (5) 町民又は利用者の代表
- (6) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (7) 和歌山県知事又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (9) 道路管理者
- (10) 白浜警察署長又はその指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(幹事会)

第7条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 会長は、第2条に規定する協議事項に関し、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

3 第5条及び第6条の規定は、分科会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は必要があると認めるときは、交通会議の会議に委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く事ができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬)

第11条 町長は、交通会議及び幹事会に出席した委員並びに分科会に出席した会員に対して、予算の範囲内において報酬を支給するものとする。

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、総務課企画政策係において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行日以後、最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月27日までとする。